

島根原子力発電所 1号機の廃止措置状況（平成30年11月末）

1. 主要工程（平成30年度）

現在、廃止措置の「解体工事準備期間」であり、この間は、燃料搬出及び譲渡し、汚染状況の調査、汚染の除去及び管理区域外の設備・機器の解体撤去を実施します。

平成30年度の進捗状況

計画：□ 実績：■

	主な作業	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
廃止措置工程		解体工事準備期間			
燃料搬出及び譲渡し	<ul style="list-style-type: none"> 新燃料の除染 新燃料の搬出及び譲渡し 	■	■		
汚染状況の調査	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器内設備の放射化汚染調査及び評価 管理区域内建物、機器の表面汚染調査及び評価 	■	■		
汚染の除去	<ul style="list-style-type: none"> 除染範囲選定及び方法の検討 	■	■		
管理区域外の設備・機器の解体撤去	<ul style="list-style-type: none"> 解体機器選定及び方法の検討 管理区域外設備解体撤去工事 	■	■		
記事	なし				

(備考)

- ・本計画は、工事の実施状況、検討・評価状況等により変更となる可能性があります。
- ・本計画の工事には、準備期間も含んでいます。

特記事項

なし

2. 燃料の管理及び燃料の譲渡し

	使用済燃料	新燃料
保管数（当初）※1	722体（約123トンU）	92体（約16トンU）
譲渡し数（当月末時点）	0体（0トンU）	92体（約16トンU）※3
当月末時点保管数	722体（約123トンU）※2	0体（0トンU）

〔譲渡し実績〕

〔 新燃料：92体（全数）
使用済燃料：なし 〕

※1 廃止措置計画認可申請書に記載した、平成28年12月末時点の保管数量

※2 当月保管数722体のうち2号機燃料プール保管数 0体

※3 新燃料92体について、平成30年6月1日から新燃料の搬出及び譲渡し作業に着手し、平成30年9月6日および7日に完了

3. 汚染状況の調査

汚染状況の調査は、「原子炉本体周辺設備等解体撤去期間」以降における管理区域内の設備等の解体撤去計画を策定するために実施する。

平成30年11月の作業等実績は以下のとおり。

作業の概要	作業期間	実績等
・原子炉格納容器内設備の放射化汚染調査及び評価	・H29.8.9～ H34.3.31	・原子炉格納容器内設備の放射化汚染調査及び評価中 (H29.8.9～) ・原子炉格納容器内設備の放射化汚染のサンプル分析中 (H30.7.31～)
・管理区域内建物、機器の表面汚染調査及び評価	・H29.7.28～ H34.3.31	・管理区域内建物、機器の表面汚染調査及び評価中 (H29.8.9～) ・機器の表面汚染のサンプル分析中 (H30.7.31～)

4. 汚染の除去

平成30年11月の作業等実績は以下のとおり。

施設の名称	作業の概要	作業期間	実績等
—	・除染範囲選定及び方法の検討	・H29.8.28～	・除染範囲選定及び方法の検討中 (H29.10.18～)

5. 管理区域外の設備・機器の解体撤去

平成30年11月の作業等実績は以下のとおり。

(1) 解体撤去工事の状況

施設の名称	作業の概要	作業期間	実績等
—	・解体機器選定及び方法の検討	・H29.8.9～	・解体機器選定及び方法の検討中 (H29.8.9～)

(2) 解体撤去物の発生・処分状況 (単位：トン)

(平成30年11月30日現在)

	発生量※1		処分量※2	
	今月	累計	今月	累計
金属類	0	0	0	0
コンクリート類	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

※1 分別及び計量により物量を把握した量

※2 産業廃棄物・有価物等として処分した量 (処分先または再利用先へ搬出した時点での量)

注1：「解体工事準備期間」においては、「低レベル放射性廃棄物」、「クリアランス制度の適用対象物」及び「放射性廃棄物でない廃棄物」は発生していません。

注2：解体廃棄物の発生量が確定してから処分 (処分先または再利用先へ搬出した時点での量) までに期間を要するため、発生量と処分量に差異が生じる場合があります。

6. 備考（今後の予定等）

1 2月における予定は以下のとおり。

【継続実施】

- ・原子炉格納容器内設備の放射化汚染調査及び評価
- ・管理区域内建物，機器の表面汚染調査及び評価
- ・除染範囲選定及び方法の検討
- ・解体機器選定及び方法の検討

【新規着手】

- ・管理区域外設備解体撤去工事（窒素ガス制御系設備）

以 上

注) 本報告様式は，廃止措置の「解体工事準備期間」に適用するものであり，「原子炉本体周辺設備等解体撤去期間」以降における報告様式については別途協議する。